

2 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、すべての常勤の地方公務員の公務災害又は通勤災害について、任命権者の補償義務を代行し、補償の公正と迅速を確保するため、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）によって設置された法人で、公務災害又は通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施にあたっております。

基金は、本部と支部によって構成され、本部は東京都に、支部は各都道府県及び各指定都市に置かれ、支部長にはそれぞれの知事又は市長があてられています。

公務災害又は通勤災害かどうかの認定、各種補償の決定及びその支払い等の具体的な事務処理は、原則としてそれぞれの支部で行い、基金の活動と補償の実施に必要な財源は各地方公共団体からの負担金で賄われています。

大分県支部では、大分県知事を支部長とし、事務局を大分県総務部人事課に置き、併任職員を大分県教育委員会等に配置して事務処理を行っています。

